

## 諮問第1号 特定生産緑地の指定について

令和3年度第1回都市計画審議会資料2-4 ページ「3 方針」の内、上4行の文章について次のとおり修正する。

修正前	修正後
<p>3 方針</p> <p><u>当市においては、名古屋市近郊の利便性が高い立地条件から宅地化が進み、生産緑地地区の面積は、平成4年12月の指定当時と比較すると半減しております。</u></p> <p><u>しかしながら、市内には、朝宮公園を始めとする都市公園等が、市街化区域内に多く配置されております。</u></p> <p>また、市域面積の半分を占める市街化調整区域においては、多くの農地が保全されており、そこでは自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的な機能が発揮されております。</p> <p>こうしたことから、生産緑地地区の追加指定や下限面積の引き下げを行いません。</p> <p>なお、道連れ解除を防ぐため、一団の農地等の運用については改善します。</p>	<p>3 方針</p> <p><u>当市においては、平成4年12月の指定当時と比較すると、生産緑地の面積は半減している状況です。</u></p> <p><u>一方で、土地区画整理事業などにより基盤整備が進み、市街化区域内には、朝宮公園を始めとする都市公園等が多く配置されております。</u></p> <p>また、市域面積の半分を占める市街化調整区域においては、多くの農地が保全されており、そこでは自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的な機能が発揮されております。</p> <p>こうしたことから、生産緑地地区の追加指定や下限面積の引き下げを行いません。</p> <p>なお、道連れ解除を防ぐため、一団の農地等の運用については改善します。</p>